60歳以上のお客さま限定の
住宅ローン

《よこしん》 【リ・バース60】

- お申込みの年齢上限なし
- 年金収入のみでもお申込みが可能
- 住宅のリフォーム・住み替え・購入・建築
  住宅ローンの借り換え等に利用可能

※別途、資金使途別チラシもご参照ください。

詳しくは ☎ 045－680－6925

またはお近くの《よこしん》までお気軽にお問い合わせください。

《よこしん》リ・バース 60HP はこちら ➡

《よこしん》【リ・バース 60】商品概要　　令和 6 年 4 月 1 日現在

項　　目	内　　容
貸付形式	証書貸付　（ リバースモーゲージ型住宅ローン ）
ご利用いただける方	日本国籍を有しまたは永住権のある外国人で、次の①～⑤の要件に該当する方（連帯債務者も同要件です） ① お申込時の年齢が満 60 歳以上で当金庫の会員となれる方 ② 公的年金を受給中で、当金庫に年金受取口座を有している、または当金庫を年金受取口座とし指定手続きを行っている方 ③ 満 60 歳以上の同居する配偶者は必ず連帯債務者となっていただきます ④ 総返済比率が商品基準の範囲内である方 年収 400 万円未満　・・・　30%以下　　、　　年収 400 万円以上　・・・　35%以下 ⑤ お借入申込にあたって当金庫所定のカウンセリング（お申込人および法定相続人の代表者）を受けられた方
資金のお使いみち	次の①～⑨に該当する住宅関連資金に該当するもの ① お申込人が居住する住宅（セカンドハウス含）の建設、購入資金 ② お申込人の子世帯等が居住する住宅（セカンドハウス含）の建設、購入資金 ③ お申込人が居住する住宅（セカンドハウス含）のリフォーム資金 ④ 親族への使用貸借している住宅（お申込人所有）のリフォーム資金 ⑤ 3 年以内の定期借家契約で第三者への賃貸する住宅（お申込人所有）のリフォーム資金 ⑥ お申込人が住み替えるサービス付高齢者住宅への入居一時金 ⑦ 既存の住宅ローン借換資金（①から⑥の資金使途に準ずる） ⑧ 上記の資金の組み合わせ（同一担保物件の場合に限る） ⑨ 上記にかかる諸費用　（融資手数料・登記費用・契約書に添付する印紙代等）
ご融資金額	100 万円以上 8,000 万円以下、かつ以下の①～④のうち最も低い金額 ① 建設もしくは購入にかかる費用、またはリフォーム等工事費の 100%相当額 ② 入居一時金を対象とする場合は、サービス付高齢者向け住宅の入居一時金額 ③ 借り換えは既存の住宅ローン残高の範囲内 ④ 担保評価額の 50%または 60%相当額　（長期優良住宅の場合、5%を加算します）
お借入期間	お申込人がお亡くなりになった日、または当金庫がお亡くなりになった事実を知り得た日
お借入金利	令和 6 年 4 月 1 日以降の実行金利（いずれも変動金利。なお、年度の途中で金利を見直す場合もあります。） 担保掛目　50%　コース　3.015 % 担保掛目　60%　コース　3.545 %
ご返済方法	期日一括返済　（ お利息は毎月 15 日にお支払いいただきます ）
保証人	不要です
引受保険会社	住宅金融支援機構の住宅融資保険が付保されます
ノンリコース型	債務者が死亡し、物件売却後にお借入債務が残っていても、法定相続人に残債務のお支払いを請求しない方式
ご融資対象物件	建物床面積が、一戸建ての場合は 50 ㎡以上、マンションの場合は 20 ㎡以上となります 当金庫の営業エリア内の物件 新耐震基準相当の耐震性を有している 共同担保（3 物件まで）を設定する場合の物件は、耐震性基準を有していなくても可
抵当権	対象物件に対して、横浜信用金庫を抵当権者とする第 1 順位の抵当権を設定します
火災保険	時価相当額の任意の火災保険に加入していただきます
団体生命保険	対象外のためご加入いただけません
手数料	よこしん【ﾘ･ﾊﾞｰｽ 60】取扱手数料　110,000 円　新規実行手数料　2,200 円　不動産担保取扱手数料　55,000 円 共同担保ご利用の場合は、当金庫の住宅ローン手数料に準じた取扱いとなります（いずれも税込）
その他	担保物件を売却する場合で、売却代金が該当物件の当初取得価格を上回ったときは、売却益分について、譲渡所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。 ノンリコース型は担保物件の売却代金が残債務に満たないときであっても、相続人の方が残債務を返済する必要はありません。なお、返済が不要となる残債務分については、債務免除益とみなされ、一時所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。